

## 41 一般財団法人みやぎ建設総合センター

### 1 基本情報

所在地	仙台市青葉区支倉町2-48			代表者	代表理事 河合 正広			
電話	022-266-3355	ファックス	022-266-3303	ホームページ	http://www.miyakencenter.or.jp			
設立	平成8年3月18日	改革分類	改善支援団体	県担当課	土木部 事業管理課			
出資等の状況	第1位	宮城県 (46.2%)	第2位	市町村 (29.2%)	第3位	民間 (24.6%)	その他	- ( - )
		150,000 千円		95,000 千円		80,000 千円		- 千円
設立目的(定款等)	人材の確保・育成、情報化の促進及び品質の向上等を通じ、建設産業の構造改善を促進し、県民のニーズに的確に応える建設産業の確立と地域社会への貢献を目的とする。					出資等総額	325,000 千円 ( 100.0% )	

### 2 主な事業内容

	事業名	事業費 (単位:千円)			事業内容
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	
事業1	雇用改善事業	17,508	23,420	17,852	職業紹介事業, 就業機会確保事業, 建設労働者育成支援事業
	全体事業に占める割合	54.7%	60.1%	55.5%	
事業2	人材育成・職業能力向上事業	9,341	9,623	8,215	研修事業, 学生に対する建設業啓蒙事業, 技能継承推進事業
	全体事業に占める割合	29.2%	24.7%	25.5%	
事業3	建設産業振興事業	3,284	3,385	3,564	情報発信事業
	全体事業に占める割合	10.3%	8.7%	11.1%	
その他の事業	技術開発事業	1,897	2,547	2,556	現場技術者表彰, 監理技術者講習
	全体事業に占める割合	5.9%	6.5%	7.9%	
全体事業費		32,030	38,975	32,187	指定管理者
全体割合		100.0%	100.0%	100.0%	

### 3 評価

#### (1) 団体の使命・役割

現在の団体としての公益的使命・役割・目標	県が期待する団体の役割(県施策との関連等)
建設業担い手3法に基づき、受発注者で県内建設業の担い手を確保・育成することが求められている。センターは宮城県が策定した新みやぎ建設産業振興プランで人材確保育成の拠点として活動することが期待されており、また建設技能者の働き方改革を推進するなど団体としての使命は高まっている。	センターは、地域の守り手としての建設産業の振興のための施策を、官民連携で取り組む実施母体としての役割を担うことが期待されており、「新・みやぎ建設産業振興プラン」においても、人材の確保・育成事業において中心的な役割を担うなど、県内建設産業の発展に大きく貢献することが期待される。

#### (2) (1)に対する団体の自己評価及び県の所見(令和2年度)

団体による自己評価	県(主務課)の所見
クラフトマン21事業として宮城県教育庁と連携し高校生の現場実習・技術指導などを実施、また振興プランに沿って土木部と研修・セミナーを実施して建設業の担い手の確保育成に努めるとともに厚労省の建設労働者育成支援事業の東北拠点として建設技能者の確保育成を行った。	みやぎクラフトマン21事業、建設労働者育成支援事業等、人材確保・育成のための事業を積極的に実施している。令和2年度は、第3期みやぎ建設産業振興プランの策定支援業務を受託するなど、県内建設産業の振興に向けた取組にその専門性を活かして参画した。

#### (3) 団体に対する総合評価(令和2年度)

項目	団体による自己評価	県(主務課)の所見	参考指標	
イ	組織運営の健全性 ※1	業務規程や財務書類の公開など整備しているが、コンプライアンス・BCPIについては規程類がないため、引き続き理解を深め規定類の作成を進める。	業務規程等が整備され内部牽制が図られており、財務書類の公開などは整備されているが、コンプライアンスの確保について改善の余地があるため、体制の強化等に向け引き続き必要な助言を行っていく。	B
ロ	財務の健全性 ※1	単年度赤字が続いて且つ累積欠損金がある状況であり、低金利政策の環境下で利息収入の増加は見込めないため、事業の受託を積極的に行って収入を増やして財務の改善に努めている。	単年度赤字及び累積欠損金の増加が続いている状況にあることから、更なる収益事業の実施を促すなど収益構造の改善に向け必要な支援を行っていく。	C
	(2)及び上記イ・ロを踏まえた総合評価・今後の方向性と課題	今後一層の財政面の改善に務める必要がある。引き続き公益目的支出計画を遂行する。各種補助金の活用や事業の受託により収入の増加に努めるとともに、研修の実施回数を増やし収支の改善を図る。	引き続き経営改善の取組が必要であり、経営健全化方針に基づき更なる収益事業の実施を検討するとともに、着実な経営改善に向けて、必要な助言、指導等を行っていく。	総合評価 B

※1 上記イ及びロにおける「団体による自己評価」・「県(主務課)の所見」及び「参考指標」は、それぞれの項目に係る経営評価指標に基づき記載しているもの。

4 経営状況（単位：千円）

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減(R2 - R1)
貸借対照表	資産合計	314,839	307,492	300,705	△ 6,787
	流動資産	4,309	3,385	7,015	3,630
	固定資産	310,530	304,107	293,690	△ 10,417
	うち基本財産	5,000	5,000	5,000	0
	負債合計	10,476	11,027	11,594	567
	流動負債	171	145	129	△ 16
	固定負債	10,305	10,882	11,465	583
	うち長期借入金	0	0	0	0
	正味財産合計	304,363	296,465	289,111	△ 7,354
	指定正味財産	5,000	245,000	245,000	0
一般正味財産	299,363	51,465	44,111	△ 7,354	
正味財産増減計算書	経常収益	26,353	34,006	27,755	△ 6,251
	うち事業収益	19,793	27,671	22,158	△ 5,513
	経常費用	35,070	41,904	35,109	△ 6,795
	うち管理費	3,040	2,927	2,920	△ 7
	評価損益等調整前当期経常増減額	△ 8,717	△ 7,898	△ 7,354	544
	当期経常増減額	△ 8,717	△ 7,898	△ 7,354	544
	経常外収益	0	0	0	0
	経常外費用	0	240,000	0	△ 240,000
	当期経常外増減額	0	△ 240,000	0	240,000
	当期一般正味財産増減額	△ 8,717	△ 247,898	△ 7,354	240,544
当期指定正味財産増減額	0	240,000	0	△ 240,000	
当期正味財産増減額	△ 8,717	△ 7,898	△ 7,354	544	
県の財政的関与	補助金	0	0	0	0
	委託金 ※2	0	544	5,368	4,824
	負担金	0	0	0	0
	補助金等合計	0	544	5,368	4,824
	総収入 ※3	26,353	274,006	27,755	△ 246,251
	総収入に対する補助金等割合	0.0%	0.2%	19.3%	
	単年度貸付額	0	0	0	0
	年度末貸付金残高	0	0	0	0
損失補償(債務保証)残高	0	0	0	0	

※2 委託金：随意契約によるものが対象。指定管理者制度に係る管理委託料は、非公募により選定された場合が対象。  
（なお、非公募で指定管理者となった団体で利用料金収入がある場合は、利用料金収入を含めた額を計上している。）

※3 総収入＝経常収益＋経常外収益＋当期指定正味財産増減額【正味財産増減計算書】

5 主な経営指標

評価項目	算式等	平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減(R2 - R1)
正味財産比率	正味財産合計÷資産合計(総資産)×100	96.7%	96.4%	96.1%	-0.3%
流動比率	流動資産÷流動負債×100	2519.9%	2334.5%	5438.0%	3103.5%
借入金依存度	(長期借入金＋短期借入金)÷資産合計(総資産)×100	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
経常利益率	当期経常増減額÷経常収益×100	-33.1%	-23.2%	-26.5%	-3.3%
管理費比率	管理費÷経常収益×100	11.5%	8.6%	10.5%	1.9%

6 組織・役職員の状況

(人)

役職員の人数		令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (6月末現在)	令和2年度における 常勤役職員の状況				
役員	常勤 (うち県OB)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	常勤役員				
	非常勤 (うち県OB)	10 (0)	10 (0)	9 (0)	平均年齢	-			
職員	常勤職員 (※4)	2	2	2	平均年収 (千円)	-			
	プロパー職員	2	2	2	常勤職員(プロパー)				
	県OB	0	0	0	平均年齢	57.5			
	県派遣職員	0	0	0	平均年収 (千円)	4,748			
	その他の派遣職員	0	0	0					
	上記以外の職員(※5)	0	0	1					
障害者雇用の状況 (※6)		法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	-	雇用障害者数	-	実雇用率	- %	不足数	-

※4 常勤職員：プロパー職員、県派遣・県OB、その他の派遣職員（県以外の自治体、民間企業等）を指すもの。

※5 上記以外の職員：任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。

※6 6月1日現在で、公共職業安定所に提出する『障害者雇用状況報告書』の数値を掲載しているもの。（法定雇用率が課せられている団体のみ記載）

【除外率が適用となる団体は、除外率適用後の常用労働者数に基づき記載】

### 4 1 一般財団法人みやぎ建設総合センター

<組織運営の健全性に関する指標>

No.	項目	評価内容	評価	
1	組織統制に関する規程等の整備	業務規程等が整備され、内部牽制が図られているか。	① 8項目未満整備	0
			② 8項目以上整備	1
			就業規則（無期転換ルールの対応含む）	■
			役員報酬規程	■
			職務分掌規程	■
			会計規程	■
			契約規程	□
			決裁規程	■
			給与規程	■
			退職手当規程 施設等の管理規程	■
2	コンプライアンスの確保（経営への取組・内部統制）	コンプライアンスに関する取組を行っているか。	① 合計0点。またはコンプライアンス違反事例があった。	0
			② 1～2点	1
			③ 3～4点	2
			④ 5点以上	3
			○コンプライアンスに関する規程を整備している。（2点）	□
			○コンプライアンスに関する規程を今年度中に整備する予定（1点）	□
			○マニュアル等を作成し、職員に配布する等周知を図っている。（1点）	□
			○職員に対する啓発等研修の場を設定している。（1点）	□
			○業務監査体制を強化する体制整備や取組を行っている。（1点）	□
			○内部統制に関する取組を行っている（1点）	■
			○BCP（業務継続計画）を作成している。（1点）	□
			○公益通報者保護法に基づく公益通報制度を設けている。（1点）	□
○その他、コンプライアンス経営を充実するための取組みを行っている。（取組内容： ）（1点）	□			
3	実効性を持った監事監査の実施	公認会計士・税理士が会計・経理事務に関与しているか。	① 公認会計士・税理士の関与はない。	0
			② ③以外に公認会計士・税理士の関与を得ている。（定期的な指導を受けている）	1
			③ 公認会計士・税理士が監事（監査役）に就任し監事（監査役）監査を実施、または監査法人による監査を実施している。	2
4	経営幹部への民間企業等出身者の登用	民間の経営ノウハウ活用による組織の活性化や自立的経営の促進を図る観点から、役員に業務に精通した民間企業等出身者を登用（採用）・配置しているか。	① 登用していない。	0
			② 登用している。	1

No.	項目	評価内容	評価		
5	人材育成、内部登用の拡大、独自の人材確保の取組	職員の人材育成、プロパー職員の内部登用、または独自の人材確保（プロパー職員等の採用による県派遣職員との入れ替え）が図られているか。	①人材育成の取組を行っていない。また、内部登用や独自の人材確保も行っていない。	0	1
			②人材育成の取組を行っているほか、内部登用や独自の人材育成を行っている。	1	
6	事業内容・財務情報等のホームページ公表	ホームページにおける情報公開は、どのような状況にあるか。	①ホームページで公開していない。	0	2
			②下記のうち、6項目未満（会社法法人・その他の法人は4項目未満）を公開している。	1	
			③下記のうち、6項目以上（会社法法人・その他の法人は4項目以上）を公開している。	2	
			定款（寄附行為）	■	
			役員等名簿	■	
			事業計画書	■	
			収支予算書（収支計画）	■	
			事業（営業）報告書	■	
			収支計算書	■	
			貸借対照表	■	
			損益計算書（正味財産増減計算書）	■	
			財産目録	■	
			キャッシュフロー計算書（作成している場合）	□	
役員の報酬・退職金に関する規定	□				
<b>合計（10点満点）</b>				6	

団体による自己評価 （概況、上記指標以外の取組実績、今後の課題・対策等）	県（主務課）の所見	参考指標
業務規程や財務書類の公開など整備しているが、コンプライアンス・BCPについては規定類がないため、引き続き理解を深め規定類の作成を進める。	業務規程等が整備され内部牽制が図られており、財務書類の公開などは整備されているが、コンプライアンスの確保について改善の余地があるため、体制の強化等に向け引き続き必要な助言を行っていく。	B

＜参考指標＞
合計点が
8～10点の場合：A（概ね良好）
5～7点の場合：B（改善の余地あり）
2～4点の場合：C（改善措置が必要）
0～1点の場合：D（大いに改善措置が必要）

## 4 1 一般財団法人みやぎ建設総合センター

## ＜財務の健全性に関する指標＞

No.	項目	評価内容	評価			
1	(公益法人) 正味財産増減額と 収支相償の状況	正味財産が減少している場合でも法人の継続に支障がない状態を保っているか。  収支相償を満たしているか。	①収支相償の基準を満たしていない。または、3期の当期正味財産増減額における減少額の平均が、正味財産合計額（指定＋一般）の10%以上	0		
			②3期連続で一般正味財産増減額がマイナスだが、3期の当期正味財産増減額における減少額の平均が、正味財産合計額（指定＋一般）の10%未満	1		
			③収支相償の基準を満たしており、一般正味財産増減額が3期連続マイナスでない。	2		
			④収支相償の基準を満たしており、一般正味財産増減額が当期プラス	3		
			⑤収支相償の基準を満たしており、直近の一般正味財産増減額が2期連続プラス	4		
	(公益法人以外) 一般正味財産増減額／経常損益の状況	一般正味財産は連続で減少していないか。 経常損益は連続で赤字を計上していないか。	①3期連続減少又は赤字	0		0
			②当期を含め1期又は2期減少又は赤字	1		
			③当期のみ増加又は黒字	2		
			④当期を含め2期連続増加又は黒字	3		
			⑤3期連続増加又は黒字	4		
2	(公益法人会計) 正味財産比率の状況	財政基盤は安定しているか。 [正味財産比率(%) = 正味財産合計 ÷ 資産合計 (総資産) × 100]	①正味財産比率が30%未満	0	2	
		②正味財産比率が30%以上	2			
	(企業会計) 自己資本比率の状況	財政基盤は安定しているか。 自己資本比率(%) = 純資産合計 (株主資本) ÷ 資産合計 (総資産) × 100]	①自己資本比率が30%未満	0		
			②自己資本比率が30%以上	2		
3	短期的支払能力の 適正性【流動比率】	流動比率は適正を維持しているか。 [流動比率(%) = 流動資産 ÷ 流動負債 × 100]	①下記以外	0	1	
			②当期100%以上	1		

No.	項目	評価内容	評価		
4	補助金等依存の抑制	総収入に対する補助金等割合は抑制基調にあるか。 [補助金等割合=補助金等合計÷総収入×100]	①対前期増加幅が2期連続2%以上	0	1
			②①又は③以外	1	
			③対前期減少幅が2期連続2%以上, 又は当期補助金等なし	2	
5	借入金の抑制 【借入金依存度】	借入金依存度は抑制されているか。(3期比較) [借入金依存度(%)=(長期借入金+短期借入金)÷資産合計(総資産)×100]	①下記以外	0	2
			②当期≤前期, 又は当期≤前々期	1	
			③当期≤前期≤前々期, 又は当期借入金なし	2	
6	累積剰余金(欠損金)の状況	累積欠損金を計上していないか。	①累積あり	0	0
			②累積なし	2	
<b>合計 (13点満点)</b>					<b>6</b>

団体による自己評価 (概況, 今後の課題・対策等)	県(主務課)の所見	参考指標
単年度赤字が続いて且つ累積欠損金がある状況であり、低金利政策の環境下で利息収入の増加は見込めないため、事業の受託を積極的に行って収入を増やして財務の改善に努めている。	単年度赤字及び累積欠損金の増加が続いている状況にあることから、更なる収益事業の実施を促すなど収益構造の改善に向け必要な支援を行っていく。	C

＜参考指標＞

合計点が  
 11～13点の場合：A（概ね良好）  
 7～10点の場合：B（改善の余地あり）  
 3～6点の場合：C（改善措置が必要）  
 0～2点の場合：D（大いに改善措置が必要）

団体番号	41	団体名	一般財団法人みやぎ建設総合センター	県主務課	土木部 事業管理課
第Ⅴ期計画における 県の改革の進め方		平成31年3月に本県が策定した「経営健全化方針」に基づき、収益の改善及び経営安定化に向け、人材確保・育成に関する県事業の委託を継続するなどの収入確保策に向けた取組の強化や、事業の見直しによる経費の削減など、経営改善の取組について必要な助言、指導を行います。			

(1) 経営改善の目標

各種補助金の活用や事業の受託により収入の増加を図り、令和5年度の単年度黒字化を目指す。
---

(2) 改革スケジュール及び取組状況（令和2年度）

主体	改革スケジュール	取組状況
団体	宮城県建設産業振興支援事業の受託を継続する。 厚生労働省の建設労働者緊急育成支援事業の受託を継続する。 監理技術者講習の運営を複数の実施機関から受託し、収入の増加を図る。	厚生労働省の建設労働者育成支援事業の東北拠点として求職者の職業訓練および就職のあっせんを行った。 法定講習である監理技術者講習の運営を全国建設研修センター及び建設業振興基金から受託し、32回の講習を行って事業収入が増加した。 受託事業として宮城県建設産業振興支援事業および建設産業振興プラン策定支援事業を受託し収入が増加した。
県	経営健全化方針に基づき、人材確保・育成に関する事業の委託を継続する。また、団体の取組を確認し、確実な経営改善が進められるよう助言・指導を行う。	宮城県建設産業振興支援業務及び第3期みやぎ建設産業振興プラン策定支援業務を委託した。また、団体の取組状況、財務状況を確認し、新規研修事業の実施を働きかけるなど、経営改善に向けた指導を行った。

(3) 数値目標及び実績

項目	単位	平成30年度		令和元年度		2年度		3年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
新規助成金の活用	千円	1,000	1,000	1,000	0	1,000	0	1,000	
建設労働者緊急育成支援事業	千円	23,000	17,755	18,340	23,757	18,340	13,446	18,340	
監理技術者講習受託	千円	1,200	1,490	2,450	2,455	2,450	1,655	2,450	
宮城県建設産業振興支援事業収入	千円	-	-	-	543	1,000	5,368	1,000	

(4) 公社等外郭団体経営評価委員会の意見

<p>【平成31年2月】</p> <p>○民間におけるデータ活用や最先端技術の開発などの社会情勢の変化は建設業界にも波及しており、センター設立当時の存在意義が現在も求められているかどうか真に問われるべきであることから、現在及び将来におけるセンターの役割や存在意義を改めて検討すること。センターの役員が多くが（一社）宮城県建設業協会の主たる役員であり、設立目的・事業運営も両団体が重なる部分が多い状況や、事業収入や会員数の減少等の実績を踏まえ、協会とセンターとの役割分担を再整理すること。【団体・県】</p> <p>○役員10名はすべて非常勤であり、うち6名が「（一社）宮城県建設業協会」と、3人が関連団体との兼務であることから、センターとしての方向性が他組織に偏るリスクが否めないため、客観的な意見を求める役員構成とすることが求められる。常勤職員が2名という体制では事業規模は限定的とならざるを得ない。また、収支計画のわずかな見込み違いがあれば2023年に黒字化する収支計画実現の確実性が乏しい。このため、今後の事業の方向性を踏まえ、事業規模に見合った事務局体制のあり方や、国の助成金等以外の確実な財源の確保について検討すること。【団体・県】</p> <p>○現在の組織体制及び収支見込からすると、センターが今後その役割を十分に果たしていくことができるか疑問が残る。センターの特徴を最大限に活用し、社会的意義、将来性を見極め、県内建設事業者への支援やその支援事業におけるセンターの位置づけについて、県は中長期的なビジョンを明確にし、センターの存廃を含め組織体制の再構築を探索すること。</p> <p>また、多額の出えん金を投じて設立した団体として、適切な業務委託の実施や事業展開を支援するなど、県民が納得できる対策を明確に示すこと。【県】</p>
---

(5) 特記事項

平成31年3月 経営健全化方針策定【県】
----------------------